

広島市議会傍聴規則新旧対照表

現行	改正
<p>(傍聴証)</p> <p>第6条 傍聴証は、広島市市政記者クラブへ加盟する報道機関に所属する者で議長が<u>認める者</u>（以下「報道関係者」という。）に交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般席の傍聴人の定員等)</p> <p>第10条 一般席の傍聴人の定員は、75人（うち車いす席の定員は、3人）とする。</p> <p>2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことがある。</p> <p>3 <u>議長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 会議を妨害し、又は<u>人に迷惑を及ぼすおそれのある</u>者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは_____、議場の秩序を乱し、又は<u>会議の妨害</u>となるような行為をしてはならない。</p> <p><u>(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)</u></p>	<p>(傍聴証)</p> <p>第6条 傍聴証は、広島市市政記者クラブへ加盟する報道機関に所属する者で議長が<u>認めるもの</u>（以下「報道関係者」という。）に交付する。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>(一般席の傍聴人の定員等)</p> <p>第10条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により第1項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 会議を妨害し、又は<u>他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる</u>者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、銃器その他危険な物又はビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者は、第1項に規定する者に該当するものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>静粛にするとともに、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑</u>となるような行為をしてはならない。</p> <p><u>(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</u></p>

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。